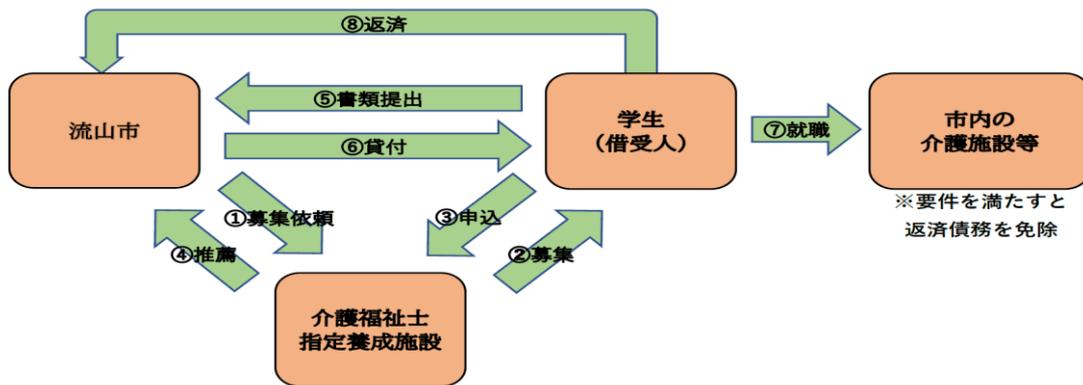


流山市介護福祉士修学資金貸付制度の御案内

◎流山市介護福祉士修学資金貸付の流れ



◎他の貸付事業との併給について

日本学生支援機構の「奨学金」や県内の介護施設等において介護職員として従事しようとする者を対象とする千葉県の「介護福祉士修学資金貸付制度」との併給は可能です。

貸付金額

学費相当：月額3万円（無利子）

貸付対象者・貸付対象期間

【貸付対象者】

- ①指定養成施設※1に在学している方
- ②介護福祉士を目指し修学する方
- ③市内の介護施設において正規雇用の介護職員として従事する意志がある方※2

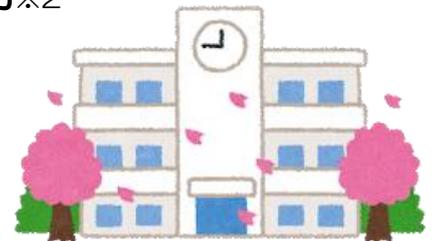
※1 市と協定を締結した養成施設又は福祉系高校です。

※2 本市と協定を締結する市外養成施設の在学者については、市民に限ります。

【貸付対象期間】

在学する指定養成施設の正規の修学期間

（例）2年制専門学校であれば、2年が正規の修学期間となります。



返済債務免除の要件

以下の全てに該当したとき、返済債務を免除します。

- ①指定養成施設を卒業し
- ②1年3カ月以内に介護福祉士試験に合格※1し、登録を行い
- ③流山市内の介護施設において
- ④正規雇用の介護職員として
- ⑤貸付期間以上の期間を、継続して当該業務に従事した場合

※1 卒業前に介護福祉士試験に合格した場合も該当します。

なお、指定養成施設を退学または貸付期間前に介護施設を辞めた場合、介護業務に従事しなくなった場合は、貸付金を返還しなければなりません。

★介護福祉士試験に合格せずに、専門学校等の養成施設を卒業(3月)し、有効期限のある介護福祉士資格を登録し、卒業翌年度の4月1日から5年間、継続して市内の介護施設等に就業し続けた場合も、返済債務は免除されます。

申請手続き

入学後に指定養成施設の推薦を受け、市へ貸付けの申請を行います。

※申込みに当たり連帯保証人が必要です。

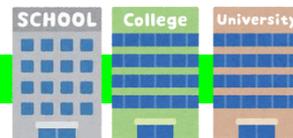


貸付制度に関するお問合せ：流山市役所 介護支援課 04-7150-6531

申請に必要な書類 ※連帯保証人が個人の場合

貸付を受けようとする方は、次の書類を介護支援課まで、郵送又は持参してください。

1	流山市介護福祉士修学資金貸付申込書（第1号様式）
2	推薦書（指定養成施設が作成したもの（第2号様式））
3	誓約書（第3号様式）
4	住民票の写し
5	連帯保証人の印鑑登録証明書
6	その他市長が必要と認める書類



流山市と協定を締結した指定養成施設

令和3年11月1日時点の指定養成施設は、以下のとおりです。

指定養成施設の名称	指定養成施設の所在地
江戸川学園おおたかの森専門学校	流山市駒木474番地
千葉県立松戸向陽高等学校	松戸市秋山682

※他の指定養成施設については、順次協定を締結していく予定です。



よくある問い合わせ（Q&A）

Q1. 他の奨学金等と併用することはできますか。

A1. 流山市独自の修学資金貸付制度であるため、国費、県費による他の貸付と併用が可能です。具体的には、日本学生支援機構、千葉県の修学資金貸付事業などの貸付と併用が可能です。

Q2. 市外住民ですが、流山市内の指定養成施設に就学しています。このような場合は、本貸付事業の対象者となるのでしょうか。

A2. 市外住民であっても、市内養成施設に就学している方は対象となります。ただし、返済債務の免除を受けるには、流山市内の介護施設等で介護業務等に従事する必要があります。また市外指定養成施設に就学している方は、流山市民に限り貸付事業の対象となります。

Q3. 返済債務の免除となるためには、卒業後どのような施設に就業すればよいのでしょうか。

A3. 運営基準上「介護職員」の配置を求められている市内の介護施設等であれば、問題ありません。例としては、訪問介護事業所（ヘルパーステーション）、通所介護事業所（デイサービス）、グループホーム、特別養護老人ホーム等が該当します。

Q4. 介護福祉士試験に合格せずに卒業した後、卒業と同時に市内介護施設等に介護職員として就職し、2年後に同施設に就業しながら介護福祉士試験に合格した場合、返済債務は免除されるのでしょうか。

A4. 免除されます。現行の「社会福祉士及び介護福祉士法」では「養成施設卒業の翌年度4月から、5年間継続して介護等の業務に従事した場合は、介護福祉士となる資格を有する」としています。そのため、継続して従事する期間（5年間）内に介護福祉士試験に合格した場合は、合格までに従事した期間分の返済債務を免除します。